白石遺稿　全

イ 5
598

白石遺稿

大名考
新令句解

全

白石遺稿

一進呈案
一楽対
一人名考
一新令句解
一聖像攷
一俳優考
一決獄考
以上七種

東京帝國大學圖書

明治四十年六月十九日 國書刊行會氏寄贈

門 イ曾45 號 598 巻

白石遺稿

進呈の案

筑後守従五位下新井君美著

通鑑綱目後唐荘宗紀ハ今人の編よりてとひ給ひしまゝ文備の論断
あり(ヘメナシ)をば統し年のの別ふ関そ乃るを役寺人を按を作りて進呈まゐ
事ハ文備乃給ひまうしたさまを何くて世の龍をあらためてまゐらせ候て
窃ふ文備の説をもらも栢ろ多き杖ゆ行ゆ給ひしより後代ハ儒者
も筆をとらく史の證の古代作れることハ今の世のまゝとありて後代の
取てあるべきの為ま作りしもとゝいふことも又れハさるハ古ゆゑといへとも今を
知まる所も所謂夫の林り学ふ作り寿元史の證を後世へ其のハ是ハ
く古ゆ採て今のゆ論ふへし然といへとも後世ふ至て古ゆとこし今を説
作といふをやく其是を給へ若多かなく世の儒者多くハ古代の人論し
其何今ふ不及を乃つひふ仲尼乃春秋を作るの志を失ハしめ臣奈く遺

儒の御心切なるもの和漢十四の経の中のみにてまさしかつて[illegible]を
教て其言をゑさせ其意によらす[illegible]して老荘の君と[illegible]しけるとし
て老荘の説たらしめんと思ひにもよらすことをすつて人をそこなふ
所教て忠孝仁義禮[illegible]は天地の道を以て往生の理を云[illegible]の
所とかいて[illegible]の道をそらし[illegible]へ[illegible]は将臣か事のしもあるまし天下安否
たるへし

荘子か[illegible]の[illegible]の[illegible]をもして[illegible]にて[illegible]世の説は[illegible]
みな[illegible]其言に四頭[illegible]の五代中の国[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]をそ[illegible]に荘子の人をなす世[illegible]をそんしてに[illegible]をそし[illegible]
しかる[illegible]の[illegible]多しさるは[illegible]をそし[illegible]を滅し[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]しなひしよ[illegible]とのみ[illegible]へ[illegible]

これ題の一つ

は言[illegible]なるにあるをこれを[illegible]に[illegible]して病る[illegible]人の好みて毒物[illegible]

今ひてつひに其毒に中りて死をもかへ[illegible]して此人[illegible]に多病人たち毒を
好みて[illegible]もちまさへきく人[illegible]もあしもさる[illegible]は毒物に中りて命を滅さし
とところしかへりそれを云か如し[illegible]病る[illegible]きく人[illegible]かむかうよ[illegible]保を
色つきをしていくく毒物を[illegible]せんにはそのつくりもしてもいへき[illegible]
あらすして[illegible]の俳優の[illegible]には[illegible]は[illegible]を作り[illegible]
[illegible]は[illegible]の[illegible]の[illegible]を作り比干[illegible]を割き[illegible]箕子を国へ
のかれしとてつひには国亡し[illegible]のひとりへも[illegible]えをいふか如し

ことよみ題の解く

世の人俳優の戯のみるへききされは古より戯劇のすさしく[illegible]しそれ[illegible]
俳優[illegible]るとに[illegible]て[illegible]をそすむ毒物にあうそ[illegible]は[illegible]かそや

これ題の二つ之

俳優のすむそ言のたわむれその言るあるは[illegible]似[illegible]つらに[illegible]く民の風俗
を[illegible]つる二るには[illegible]く国の風俗を端正[illegible]るには[illegible]く下[illegible]これ[illegible]

民乃従ひならふとてハ臣下に同風ある時ハ必淫遊怠放の心ゆるまて
世のさまのなりひ之々の時にあつりてそのまゝ人々淫樂の驕奢をとひあるに
係はしめつるなるへしハ然らハ下たる人々の怠傲乃心をなし
然んまつるとさる人々の放遊をぬかるゝにはならて天下ハ乱るゝ業ま
さる人き放縦のつまになりて甚ゆたく人の心へ感し動かさす
声色を好み二るまくしくそのいたし我の古をそへるに佳果田平なるといふ
ことといふへぬのみ好ひし代々にハ往そく祿のきしかれらハ尚具に飲くつきて
あそひしろとしぬるもとめあれハ下民甚しき方あつれハ禮子品くつり
ゑ昇しきハ傀儡白拍子なとといふものに狎りしも世の事ともせ酒泛紀て
士ハさてるの道をも忘れ農商も家を失ふにおこたるし細に從ひれる果
ら田もひつけふ貧賤遊をとし乳てよ子なてハ將爲る祖しきれハ
士民の志を失ひ元を情らしむるもの職をらしてこれによれるを
民乃従ふとするてハ一七人二るにハ国の政を謁てとハ元とれる飲の気家

志を小絃乃篠(?)續を截絶に戀れハ敬を見るもそれ一家の書中人の一子の
者ふあるてゝへし昔隋煬帝の教坊に至れても是れか家く割せるきの
かに備これか為にこそぬてといふそしまのつとあるもてそとをのつる人の
冬にもそるにハ梁簡文帝山の如くつしあ乃如くに流に一曲の妙なるの者もを
これに従ひれもるに今帛を投け與へるとて堤の如く積みさとし倣ふ
又上大名ふるをかあつて云ふしるへ衆方に時にをとそかしてゝ子ハ小のそ
かんしよりも我氏猶あそんて淫奢を競ひ年に歳に猶も同しく府庫
は我謁そつひにハ極侈豪欽乃政をも以てに行もれて民悉く窮ら苦しみ
楚霊乃声天下に海ッ足と出の政を謁とてとハや人こゝに下に数ふとしるゝハ
ちんもなあるぬへきとてすまて何るへ昔七人主の代々名して数とも擁ませすひき
名ともいふそ子の従仮卿大夫士なといつるもの云るき卑き位あるとてと云れる
へし戒とハそるるき賤きによりて家国也へき跟ものとかへてつら天下乃
覓元八十三巻を撰ハ十二年諸侯よりおハ后を数を識し天子の声そのさるさハ

九ニ人てこ辞の數ハ八佾諸侯よりトハ名之數を减じたるの以乙之昔大禹乃
倹德にわたらしませし恵ハを叢鬼に於ても此の如へ孔子乃禮ハ乏を奢らん
よりハむしろ倹なれとのたまひし周の兇を憶ふとのたまひきからる
情勢の初に恵を施しかぶんこと聖人乃御心ふかいって好ませたまふる
へきされともかく有しそうたまふせさせ給ひてこれのそるき早きによりて名無
沼を定めかひしことと出霞孔の術を防ぎ給ふへき蔵家の戒とてこそ
みんそうし又れに法りて出蓋を閉ふ時ハ刑あり箒を除るは刑ありやて
こえそうら荒人の世になりしたまふ為の兵きを帰てるの年月ひあ乎あって
を帰を除くうとて忽に刑されたんにハ世乃人皇倉改とせんとすらんや
足ってら偖かに上の粃をのんあるさしめのゆるまる今さされハ季氏の庭に
八佾をまはせしとこれも忍ふべくんハ孰か忍ぶべからざらん我出の中於て
せる夜に天子の御遊の儀しをあ出に忽に乱れてこと信なきをのみくりふ
御階のよにまよひてぬれハ諸の侍部の為に溺されさ給ふ文ちすよりの

攝政家のいつれの御にも來り給ひて大臣として神慮を御祭りなどもしふ
恵あわれたる先を神乃位を定てましませぬ後に又おほよし関白殿乃
御當にあやまりて給ふ足するに於れしは勝むとせるには叶ふることはきさし
めされて免し給ふ也御事れハ忽にぬ當たりなとや今されハ世の人上を思ふ
敬ひまするもまるん神よりも往復しことを以て初め天孫諸神くえてし久しき
かくひしけるに百王の今にましまし天祚継させたまふぬゆへハ去にあさて
兵家の人へ皆悉く彼法の給ふにまふして國を多あらしよりて我出の今の
んひ正にしてまんの無るちる由とてそうんでしれけるを世たまふれきなる
なうして兵家の人ハ中ににひき武家の世をも知らす百れんへと給え主の民の如く
かれにさかんにハ之に御来の天地とてた子ちくえしるへきことそのあしたをす
其色をも孔をつるに給る音雑劔の事してハ古にまかし人なまりて給ひまふ
るるられハこるきき人ともあり好しきる人となりたる言き人ハあかりて悪き人て
好み武を楽く武を喜く武ハ兵人武ハ序きのめれとも武ハ鈍ひ武ハ困ちるる

なとしてあしきと云ためし若しそれ人のこと識をなしかたへ時鏡き
人をもちゐきへともちゐ哀へるとも尊らるへきなり侍るへけ
を得るまゝ信ふる人をもちゐこれを怨みたる西洋にこれを国
をしるを知る人に忽ちに依ち悪み得は出ぬまうさ称する所を無比なりとおす
なすらんへに八月からとて言ひれ故ふかくて言ひぬる人古へ人へいうとへん
せて元意しとハやうへはれとも今の人ハあち面白や嫁ありやかくしてためき
をこりて御も故最の草子にハ人ともそれとを故ふかく言へきちまとを
知らぬにハあらすとも落すへきるに読ひぬれハ果ハこれを依るよりをき
人とあらしたる生せさるへき足を用し備て人ありしるへしと云ふへし絵尾
乃絵本故新奇の荘子の頽批しなくしてなすへき
るまに読ひしよれるかなすへしされハ霧ふも霞あ路ち示道とて
あらとし文と尽りけ秋をりてハ一般一文の故に眺めきとハ至人帰るとさて
是を箋二の疑乃解へ

昔ハ先王礼楽を以て其民を化しかひきとハ黄帝尭舜の楽を作りて徳ひ
たる用の武王太武の楽を作りせ給ひける迄て到るまで皆これを作り
これを用ひ給ふを性とかるすめしさらハ今の我朝にて後の礼楽を御世に
先王乃楽のやうきハ今に残りて伝りたる今の雑楽又用ゐられきて古今
我朝の昔に用ひられし楽ハ古楽を参行するへき

是人疑の云ふへく

ゆるにも我朝ハ昔より我朝に用ひられし許の雅楽ハ元来代の伝流へ
を雅唐楽高麗楽の楽ハ後世に至るまて世の人の作れるにはあらす
を皆唐楽高麗楽の楽ようりて作れる古の所得唐楽これを我朝
にありて陳たるを皆我朝に伝来ふる所得楽をしてる高麗楽の今にありて八
皆これ末部の楽人所得ある楽となりて我朝の古来の今の雑劇に
これを知るへき今の雑劇を傀儡戯娼舞りなたくらへるに稍雅なるかし
只甚作りなるもの久ききを以て皆人古の楽とたへるを我朝の所得舞楽にて

いかでか民を化することあるべき

ことば第二の段の解

さては今の代にして古のまゝに治めんと君臣の道をも礼を以て治まりぬるに
へしき楽を復せしとても叶ぬ事しきや

これ段の切也

後のまなあしきも若し古の志の君ありて今の人は今の教を用ひ給ふ
和らぎにて楽や其の道を人に積を加へし昔斉人荘暴といひしものは君
は楽を好と云ことを語りかひしを孟子に告し孟子直に王に見えて荘子
に語りし事なれ其ことを今ひしとて行ふやと申されしに王色を変し
すひ寡人先王の楽を好に非ずたゞ世俗の楽を好むのみとのたまひ
世俗の楽とは今の新制の新楽也
孟子又王の楽を好むこと甚しくは斉の国は治まるべしと今の
楽は古の楽の如きなりと申されしに其故を問ひたまへば楽しみをひとりて
人と楽しみて楽しまるゝ人と楽しまんや申しく衆とせ楽しまんと問給ひしに

人と共にせんは志なきで候もし今は又かくして楽しみて楽を衆と共に
とまりしてまみゆるに行ふやらしく君にせずして問申されしかは
衆として楽むは志ある者にて候事るその時孟子は臣等は王の為に楽を申し
なん今王爰に鼓楽しなさんに百姓王の鐘鼓の声管籥の音を聞て皆首を
疾しめ額を蹙て相告て吾王の鼓楽を好みて何ぞ我をして此極に
至らしむる父子あひ見ず兄弟妻子離散すといはんは是他なし民と楽を
同しくせざるゆへ今王百姓と楽を同しくせば則天下に王
たらせ給ふべしとぞ申されける百姓とは卿大夫士庶人を云るなり時は後世
君民をして首を疾しめ額を蹙めしむることなからんには天下の人皆其
君鼓楽しなさんことを聞へければ王楽しみ給ふとて訴ふれ共楽となし
すべても百姓の苦しみ極まらんは争かん王の化を施しよみつかされたる楽
よりひとといふ鐘鼓をもしいかんやと其の人にかへされは礼楽廃し行
なれまことも申さん

こゝに筆山乃鼓の辭之
桓武氏の　神經とまをしてハ神武をもて乱を撥ひ聖文をもて治を興し給ふ
ありしかハ天下の民もまたみなまのあたり人々に從ひ奉りて
神經世になりしかとも時難劔をもて世をなしけるをなげかせ給ひ文德
を施し給ひしかハ是によりてまた世の人劔難の君はあやまちあるを
悟りて今の世をもて物ことに時八神經の手をして楽ませ給ひ四部
をもさまたけすこれハもこれによりて世人をしてよく治め奉りて八
申さるらん
之鼓の由ハ
これ乃治まりてハ代のおさまりを知るべき人の從ひ申さん事なり
しかるに此の時和乃治まりしを自ら此後をなし来りて之後又聞
また一人をてらし何事も我神經の心をもちて世をしるしの事をいたす孫
後の德成功紀劔業紀乃事紀乃中に法の神經乃治まりをなさせ給ひ

いふことをたてて經政の孫乃中に流法紀經の一道の幼くまし給ひ世
るを申すせ給ひしを今の人ハえうたふるまてもかゝる世にかゝる事を申もし
經所の人々のよ乃旨を書ひたまつりて人ハ德經を
恩澤を蒙り若の比ふもせし詞おかえし文德書を德と乃
ハ今又ハ大久保大臣ら長安をなかさるへし神經もまた德書の中に撰て
しるす此傳の心乃にハあるを知る　神經天下の心を知し
鉄二百餘の年紀乃後公私悉く國のみ蒙りしにハ此の中にあり
しかし古安を作ハ億人をもいひしかる孫經鋏て我土乃中にありて今紀乃
碩を聞へするを經中らかれハ中すてをなとをもしらす政すを云ふ
とゝせるひ今ん經國のをせするにてと是を成すらん竹やや中さしな
かくて邑安か孫しめくし此後東西の中しるを經を操りしる
義經らいふ事を今まてたゝにて我か乃まをのしかあつまで和の古
漢代の外かく天下小金紙のみちくたゝとゝもつのまに經れたらん

中古ハさらにもいはず夏殷周の末代にいたりても其世に今の
人をきこしめすべし又古より今の世迄夏殷周の末の代々も我か今の様を言出し
て其世の人の心をしらすとも今の世の人のさまを見てもしるへし
殺しく撰用したまひし其人のあるはあらむる人をも得しつへきさまあらて
事たらハ賞を施して
にきはしくさかえて今の世の勢をはかりて世のさきさきの事を思ひ
かくれたる人もあるらむ世にハ今の世をしたひしきことありとて
めくみたまひて人をも得てしかるへくハ天下の人
いかにも國の為をおもふ人あらハ古の賢者ハ其代の賞
仲にてもとめたまひしかハ昔の賢人の其人を撰用させたまひて今の
能々用ひたまひて天下の人をもして其世を靖むるへき
ことわりなく世のありさまをよくせさせたまひしこと
なることをさとりて管仲を用ひ給ひしと管仲

あらけなき世ハ其賢を挙て徒にするもあらしとて其才を撰ひ用ゐ
さるへし功なきハ禄しゐをひきしてさへ其世あやうきハ功なき禄をうけて人をして
昔伊尹ハ有莘の野に耕し傅説ハ傅巌の野に築き呂望ハ渭水のほとり
渭の浜に釣す殷湯高宗周文の君が賢をもとめて其人を求めたまひてその
人を用ゐ給ひ政を天下に至らせ世をひさしく其後斉の桓公管仲を縲絏の中より
秦の穆公ハ秦の穆公の百里奚を牛の中より用ひたまひし又霸業をなし
能く政をおさむる
桓公の臣を撰用ひて天下の富強をいたさせ
たまひしことたとへ殷湯高宗周文にハ及ハざれども桓公秦穆にハ劣らぬ
せまほしくそおもふ
桓公の臣一人を撰用させたまひて世を賢に籍て其
小根はあるに賢人なる擢用あらんにハ殷湯高宗周文に比する君に
みずから耕して築く人の中に賢なる者あらんにハ秦の用ゐたまひし
へりき又今の世にもあらんして天下の人をして前の代と越えて政を定むる
世にいたるまでハ賢人をば其に撰用あられて士人と並ひたまふべくハなし

けふまてちゆあるへきことを人々にさとすハ我 神祖岡崎一城の兵をもつて天下の
業を起させ給ひ三河遠江を保せまたは駿河甲斐信濃
をうちしたかへ給ひし後 豊臣の太閤のさしも天下の兵威を震ひしかひしを
殺て 神祖に降を争ふこともかなはひすを天下つひに 神祖の徳を
しとひて天命の帰する所神武の護しかる(?)と心へとして大織代お持の侍
あふ人まりも功によれりといふへしされハ 神祖世をしろしめし玉ふも初天下の
武士 神祖の御恩を忘る事なくハ宗家の御天下の栄の後をまもりて世をまもらひ
時に傍に侍りし諸侯をも見るにあらく勇猛の大名ありといへとも
人をもてなす御心をもつて何事をも上にかへらるゝとも覚えて
初関ヶ原にて従ひし後上方に居をし出しと共に大小名からへて従ひの
武士皆浪人となりしものゝ心をもとゝめてそれか中に御恩をを蒙りて
大名をもなし人にかゝはらせて浪人しもありまた天下花盛ハ此世しさまもありて
ここも大坂のうちに籠りし時に城中に籠る浪人十万人にあまりて城治の日

付るその徳にこの方人を従へかしこの方を仰るに至りても天下の乱を起さんと
とりはかりて
大坂天守のうちに記し時にこれらの浪人せしも乱をしたいしものとも城に籠ら
しめしを排すへし
けふまであつかりて天下の士は広くかへらるへきの科にあらしとさだめらる高徳
なる御主の盛勲なるの流をかくのごとくなるの御子又医師の一科をも奉け
思ひあるは 神祖 使(?)絶おほしめし給ひて広く天下の寒(?)平をぬきされ
このようにあるへし
けふまて古き人々かやさしみても此を当代に至りをもつて天上にたてとさせ
給ふの臣々を御徳をかゝみるにとらひしは唐の世宋の頃隋の乱をも平
らけし後科挙をもつて天下英雄の心を以て寒く朝廷に仕へさせ
まひし後にまたて太平の業を記させ給ひしといふへしとすとも合わし
かく大平の盛勲のみちの一科八部をも与ふの中乃古を教のへき臣なる

幼きはなれし武士に吉野のさくらを知りてのみ信ずる十人の中に一人
もおかしからぬ様に作りたき人はさらにぬかりなしとこれおのづから無勤など
ぬかりなし也　誹諧の人はんを難義せずゆゑの心して俳諧によめる
名あるべし　又昔々の氏と云ひし人々の古き氏の事人々は古き時
人は俳諧をいって古めかしきとする人
是ハ古き世より来てすりぬ平く人さへ人好きものゝ為と見へてたる
誹息の狂ぱくたときはゆるすと申せん也
これより後世の菓旅手に傳てもいまれしものとも皆悪く作り出べく中に入られ
んと是を新ひとしてれを発つゞる膝やうに有る気狂ふ許気人ぞと是ぶ
小称しけ見不得意ぬゝるのは只一人なることは決定されど人来る
そこを辞り的き好みてハ人皆悪く是（赴）るかく是に人々のつゆにかよ
ぬしぬ
かく誹息はめくるされし事と正直人ほと作るしかしてハ昔の運源とて

世を新すんとおもしろうかくる故に世俗をかしと正れんするは俗人の魂せられ
ゆゑよくたのしむ事ふべき世の人奉の世の文ひしし始変の滅さし
古風は俗人よろず俳しともやん人ぞとあゝる小て俳しや人まじうあはれ
となすもの哉ハさつよきつまさは
然るに今の明らひに及て前代の如く俳古の人ありてもよと古めかして今度
たまも彼古代の俳諧を定めは気たる気は新しとも皆俳古の人世の中を換てそし
調と袖（そらイ）れる手々に俳古の人まで天下の士までも其古き俳をかなしく俳古の人に
古めかしき昔は俳人のかまにあしきれは多時たなを笑ふるなるまして器ありける
事は此そし又ハ禁関ともし　世の教人は古めかしき
此其とは後によるもの為とも云ひて禁関といふもの様の者なるべし
是又　誹諧よりはじめ代々に禁じ置れし今なるを是より初の今
とみふり治ひしられは猶うそれてハ主人の天下に於て南月を気ふのつまゝ
をかしくの大名小名あへて甚んに後をとひ又後代柳営の俳古の人まつかの俳優

此楽を帝の御前にて奏し聴くものことごとく悩る患をも忘れて凡そも也んさむと
なしたるハ高麗ハその乱にやぶれて後によりおほくハあらんともそ来乃
後漢魏晋しかうらんやその外もこそ士大夫の風俗昔に似たる天下の秘
其後の衰をなけき時に当りてたゞ今に舞の九部乃楽を奏したり
ところにて鳳儀楽未行しけ人にも知られきといへるかしこきに後代相伝の
ありしも天下に大名小名の前にも謹しみ類ひ慶むるかやかむ
せしも其の俗正しく其の代にあらて下上のあそびともなるへきを
うつして知ることはそれよりこの同しく世をせまくして八代の新楽のなか
みすからハ郎と主の手につかふ下天下の人をも遊楽しあふへきを
のみぞ楽ハ絶えて八別楽ハ其のしかくして世俗の楽も猶主の手の如く
ふるきものなるへき

近年拙藁

白石遺稿

樂對

擬對　第一條

筑後守従五位下新井君美著

謹按するに本朝の楽曲すでにこれを久しく見るに似たる今の我国の楽ハ
呉邦乃楽あり又本の楽府杜氏延礎観其器物の国を考へてつかふる
相同代々乃礼に相同しけれともこれを年に神楽といふものを以て我国の楽
始まりやしなへき

伊弉冊尊のみきりまでしるし給ひ絶之の事の有る故にかくしまゐらする
国のためにしらせたる此楽を我国に花の時ハ花をもて飾る又鼓の幡旗をもて
称美してあそびし昔も今もみなこの此楽ハ我国の祭祀の楽なり
また其そのかみあそびまつるものを称美といへる事なり又ハ
天照大神の御時よりハ今なほそこの代にはしめられし伊弉冊尊を

みなもとをたゞすに絃管の御国に渡りて後代の管にも来りし大元
へりもてされハまつ帝王とすて本邦の楽の始とハやくよく知れる今に
聞へさるなりや
唐太宗より朝会に其頭きしろするとて二十四曲ハ
唐太宗の会を頭皆楽曲の名也
皆其後の遺風〔代作〕として別郷にもこれまては此の国のられし来たるく
あるひは後の楽曲これこれ〔イ〕も此史ともよんし示すりと人々まで古書に
めでたき後世に伝れる〔マイ〕は其外雑の八佾の立四の舞楽節にもあそひとする
此史にもえたりいとゆるく侍る楽風儀の教にまでハ皆是神楽の風乃
来りて後
神楽ハ周代の頌のごとく唐楽の風雅ハ周代の十五国の風のごとくや
三十四代の帝推古天皇の天下をしめたまふ二十年百済の人味摩之和歌
此来れる後昔呉国にゆきてそれより伎楽を学ひ伝へるよし奏し

これハその○を集てその楽をもちゐるいまだ本邦の楽の秘書に伝れる
うすれ始とやまへき
此ゆゑ隋煬帝大業元年のころあつめられしを○それより此の代に新楽ある
〔より〕来にもしなくにて伝れとも宋の人々も伝受しかハん此
その後十二代〔文〕武天皇の御代に勅して撰れしは今へ伝へて雅楽寮乃
頭となるは此武雅曲正声雑楽まで弁
平文千文となる後も文ともいひ千文といふは武といふ雅曲正声の外の雑楽と
いふかのよし義解にいひてくわし
それ唐よりてくるゆゑ歌師歌人舞師舞生笛師笛生笛工のありさまハ皆本邦の楽を始と
学ぶる唐楽三韓楽百済新羅後来楽とも皆その師ありて正とふる
後来をハ呉楽とぞいふなれば義解にいひてくわし
これらハ皆本邦の楽を学ぶべくこれもやうやく本邦に来りし楽の業によりて武ハ道客
此国の武ハ唐中の舞をうつせて新国代の大楽正に学をとるるでぬらくぞ

さへきは雅楽唐楽の如きもたゞに唐代の楽のみにはあらで北斉陳隋等の
楽及び唐代に雅楽清楽胡楽等の楽の曲調に傚て新製して作れる
をも借るをされば雅楽唐楽と皆是も後世の俗楽にて其中に胡楽夷
部楽の楽などもされば後二代の古楽には非にて其余後世の俗に振洋之部
とい云ふは周武王殷を伐ちて始まりしより中さて雅楽は大武の楽なりやされど
今とも見玄代荻ふ此乃古風の遺制とてみえて次

されば八条の云ふ所なきものあるもてといへるも其楽の絶しもの
従ひてたゞ所あれば見ひて雑されたる云ふ用乃なる事也
さて古の時楽は其で神人の和せし後ひしや代々の二代の治まる同じ
いても猶二代の古楽の如きはいまも我朝には伝るもとやゝ人き
又按ずるにある従ふに我朝に来たる楽の多く大連少連の善居喪たりしも
を称しつひ東(夷)の子なり連の人の子を指すといひきされば二代には我朝の
人ありて神きかゝるも伝りし九夷に居らまく欲しかひ様あるまて

海に浮かんとものゝ如しし皆是も秘曲とひそかにひめしにいたるまで楽や
楽ひめひし周の時師摯撃磬襄ていひし楽工の海に入りしと見えし我
国に来れるくさは八家の楽のもとて周代の遺風なるんと知らるまで云ふ
太連少連なる及び孔子の孫の欲し様にて浮海んとのたまひし
所の如きは秘曲を指すにはしもあるにさも有るんやとぞ今考ふるも
伝ふる少師陽撃磬襄ら二家の国に来れるといふいふべき撃磬といふ
ものとは楽工の磬を撃ちて襄といひしは其楽工の名なるべき
此人は磬をうつことを業とせしかばかく云へれど此人我国に来
りしことは聞く所あらぬも磬といふものは我国の古より用ひ来りたる
を伝ふる楽どもは却りて二代の物を伝へもてあるは後の如きも又伝はるを
まで

漢對策二條

云新に雅楽は周代楽の遺跡にて伝はるに及びしをも其に考ふるに襄下の中にも

しかるに周の衰微乃代にいたりても魯ハ周公の國なりしかハ後世までのこれる
ものありけれハ呉の季札か魯に来聘して樂を
觀しさまのよしをかきとめたるにやあらむされと然れとも孔子の國にかへられ
給ひしをみるに魯にてハ魯哀公の紀に樂ハ殘りてや何に殘く
そうかくハみえてとも始りし
その八年の後陳の光をもちてひそかに出るに陳氏の人斉に走りしか
そこにて世の樂を傳へける

又孔子衛より魯に帰て樂正く雅頌各其所を得たりとのたまひしハ
周公の遺りし樂の殘りし雅頌をそれそれの所にやなほされしにや
ましてその後の世にいたりてハ鄭衛の音ともいふ俗なる有しかハ其聲乃
新樂のみもてはやされて古を忘れ國を治むるにいたりてハ先王の樂を放ても數劍より
數へさせるひさしく後魏の文侯の古樂新樂の事を
子夏に問ひし文を後斉宣王の先王の樂と世俗の樂とのへ事
に問ひしをもひし文帝紀にもありさるハその代に先王の樂をもて權を
うらへしてもかくて秦の世にいたりて先王の法をすてられしかハさらにいたりて古の禮
樂の跡も悉くたえはてぬその後漢の高祖世をおさめしめされし初叔孫通
といひし博士か漢家の禮樂の創をなしし時にも秦の樂人によりて宗廟乃
樂をやたてける孝文の時にいたりて賈誼といひしか奏しけるハ漢興て今ニ
二十餘年よろしく制度を定め禮樂を興すへしとされとも其代の老臣
か傍を絳侯なとしいひしかハその後つひにやみぬその後文帝の時に董仲舒
といひしか孝武帝に奏したてまつりしかとも其比ハそのことに匈奴の征
伐なとにて禮文の事にいたるを暇まなかりしかハされハたゝ乃
叔孫通か作りし禮樂一代の禮樂としておこなひし漢志にみえたる也
漢乃楽となりてひろくその武王紂を伐し時の樂なとのくわしき文
なる孝文孝武の廟に奏せる所の文始の舞ハ舜の韶舞之五行乃
舞ハ周の武の又漢に用ひし時に樂府に劉氏とかへその新樂声

律となりて世に大樂ありと立しめしとなる者ありしハ秦より下てハ先王の礼楽
樂ふり廃られしといへとも漢代の初ハ尚先王の代ちかうありしかハ
さらし輙にそれ楽の如きも當世に行ハれしかとも西漢になりし漢より下ては
之ハ後漢の中興に至ても尚周雅鹿鳴の如き詩ありといふとも其のハ世に絶て傳ハ
まてり晋乃荀勗といふ者楽を改め作れるに至て悪くなりにきとそいひてぬ
亡ハれるのみ　後漢文士延年らに及す
至後唐乃世に至ても郷飲酒礼の用あるも鹿鳴四牡なと十二篇
尚ありといへとも実ハ古楽にハあらすさるハ先王の
詩を傳へてハ宋の世に至て先王の楽に得志ある君代々におこりしかれ
ともも先王の世をさること遠くて其声音の絶てひさしけれハ今
見るハ足らハされハ始漢の代ハたし先王の礼楽をかしらは時のをそ
えてそへしものとを漢せしめしかとも今にハそれ未たしてき之代に絶て
もなしきるへしそれに叔孫通か如き陋儒にて一代の礼楽を制せしめたまひし

こと漢に至ても文帝の比ハあやまちありてハ行ハる文孝文の篤恭にて董仲舒らハ孝武
の英明にて儒をあつく立てらひし曹褒らもありて賢ありて君もて
後も後漢代にハ古をしきたるにもありしも帝も位に登るに後先王の礼楽
当世に傳へれし代に後来も賢の人にてそのたちあまりなせさるに御偏したり
ありんかハ漢に雨億の一人にしてはあつひに行ハれすして万世の後代
しても先王の遺風餘聲ハ世ことにさらし見えられに及ハせに遠れる
帳えれしさしハ雅頌の先王の楽ハまて絶ゑひに既に崇れ秦天下に保せ
しより以て多くは廃れぬされと楽ハ漢に於てまてハそも餘音遺響ハ
うし晋にてまて又こともくにそぬところそ中にて

讀詩箋　三條

古三代の時郊廟朝廷に用ひ給ひし雨の楽ハ今もある三百篇の雅頌の如き
雅をし楽歌にてあるへく二南の如きハ郷黨中の楽歌として秦の代まて
先王の礼楽を悪くも存りそらしかハ其代の事とハ倫せる者なと段

之後漢の世に及びて制せられし宋廣の楽の如きも主に雅頌によりて
あらされとも之代に西僧雅楽之なりし房中の楽に至てハ俗楽を交へて
声なりき

之より後にも声と用の移ひし由緒もありけん中
それより後は魏晋南北朝唐宋元明に及びて一代の礼楽制して
郊廟朝廷に用ひらるゝ所皆俗楽の如し皆之を代に西僧雅楽
なりと俗楽を用ひさるもいふもいまた見さりけり

謹對策四條

いにしへ明王の世にハ一つに皆礼楽をもて世を治めたまひしかハ後世のごとくに礼楽
刑政わかたれて二つになれるやうにハあらされとも礼楽といふ事ハ楽といふ事
古皆之三代の帝王の制しおかれしなりハたし西僧黄帝の咸池顓頊の
六茎帝嚳の五英堯の大章舜の九韶禹の大夏湯の大濩武王の大武周公
乃勺皆之有て制しおかれき楽の事ありしきされハ文を代にハそれ楽

とれるに人亀くしくは賢臣輔佐の臣にあらさるハなし舜夔に命して楽官と
し冑子を教へしめられしとなんしかも郎十六相の之一人にて有しなり後周
の代に至て政官の属に大司楽の名あり中大夫二人をもて楽官の長とし成
均の法を掌らしむ

成均ハ五帝の学の名なり黄帝等の楽ハ此名に学ぶ
国の学政をたゝしく国の子弟を合して楽師として下大夫の官四人あり是ハ楽
の政を掌りて楽の教ゆへに鐘太師小師の大師小師等楽工末官多くの官ある皆
大司楽に隷せり

周の代に至て楽官の職之任せてに重くあつかひしといふ統古（一本此ニツヾク以下四行）
之為ハ虞舜の時にハ伯夷礼を掌り夔楽を掌らる礼楽の官相並て教を
掌られり周に至てハ楽官の長礼官に属して其教を掌らしむなり之より
後代の官制皆周のことく礼官の属に楽官を置る但楽官出す乃教学
とる事にいつるなりしかハ孫に任ハ軽くなりたる（一本コヽヨリ本文カハラズ）秦漢より以下さらになし

唐代楽官之事
奉常ハ即古の礼官之後の代に太常といふこれ之
太楽令丞の官あり又鼓吹の属官に楽府令丞あり孝武帝の時は又協律
都尉の官を置くこれら皆楽官なり又後の代に至りて唐の
代に及ひ隋の官制によりて太常の属官に太楽（楽イ）令一人従七品下丞一人従八品下楽正一人従九品下等
の官を置き凡文武の二舞郎（郎イ）一百四十人あり玄宗開元の比ほひ太常教坊を
置て俳優雑劇を掌らしむるなり俳優雑劇の類太常の官に隷す（ハイ）
中官をもて教坊使となす
中官ハ宦者之侍ハ宮中之役宋朝にハ教坊を太常に隷し宋朝に至て又
教坊を立使副使判官一人を置てこれをつかさどらしむる
宋朝の令を按するに雅楽家の属官に雑曲正修雑楽手の師と生とあり
さ（走イ）ハ宋朝の制に雑曲正俗の外雑楽手も雑楽家に隷せしめたるなり
又按するに宋朝の制に（栱イ）楽家ハ伶人有に属して伶部有の唐名をも礼然と

大常といふハ即礼官之雅楽家の唐名を太楽有といふハ即唐の官制に
同し但し雅楽所に従ふ伶人の官をいふハ唐の太楽令より八品秩ハ
尊くなり
又楽工を伶官とも伶人ともいふ又ハ伶倫ともいふてハ説文に按するに伶とハ弄之
伶人ハ弄臣之
人とすて（のイ）何そいふともいふ下の臣之
又楽官を伶官といふなるハ古黄帝の楽師に伶倫と云ものありし世ての楽師なら
しかるに後世多くハ楽官を號して伶官（倫イ）と云ふなるへしくらり
然れ又一説に此説の如くなれハ昔の楽師の姓を後代楽官の號とせるなり
又俳優雑伎の類をも伶官といふことハこれらの類楽官の属にて附る雑き伎（役イ）人
なれと
賈誼か策に倡優下賤といひしハすなはちこれらの類なり
それとも又楽官の属なれハ今に至てハそれを官とも中もしし之

五代史に伶官伝あるをいふこれは
凡手芸ある者有虞の代には賢相に命ぜられ周代も変乱者に屬き
とりてもなお中古以来これを学ぶもあれる後代の制又かくのごとくされ
かくて唐宋の楽師楽生のめでたきは士流に連なるなどゆるされけり
世の数にもあらざれども古の明主礼楽を以て世を治めんとせし代には宋安乃
其は皆ことさる者の流化を受けしまで世の貴き国に教へるを好のみ
あれはその伶署にし伶工たるみな制によりて其家を役せしめたるは皆
礼楽の盛なる史にてありしをそれより隷せしより楽師楽生のめでたきは皆その伶官
なれども今とちみのみ見の手ひかる宮に陪して士君子賢能と並びて奉ずるも
かくてあるされはかくは御み来れるの知新の古文かくのおし伶官の事
衛府史生等の者によるすなはち唐氏の職の種類によりて門葉をの
貴きか世となる武人をもて奴隷のごとくなるも是は時あのある者を好まず世
まいし代より始めてその制衰世の弊政にて古の制にはあらず

諳対筆余條

東遊といふことは和倭（ヤマトマヒ）の中に風俗の歌の下に入る者也始めは駿河の有度
郡有度濱に神女降て舞ひたることを記せるより代々伝へたる也
朱雀帝の御時の承平の頃遊女氏の人々その曲を伝へしことも中古に
されば又その駿河舞とも中しき紙園法師が
ことに濃く是を好みしまゝて始むらん神やけふのみとて
と続しもこゝをば紀とぞ諸人此舞の名は駒舞もしくは大宮神のその紙園臨時乃
祭ふまの時奏せしらる
神代の人はその里て奉りける事をもちて舞にかなへて今も
といふ歌八矢延こゝて紙園臨時の祭の時にされし東遊の歌と定めて
たるされは此曲は多く神代のをする事の用ならぬを来歌の如きも
時に除て之れ代々継しけらるゝ也あるひはこれ何ぞ以代
なる枕草子の末に見て而へさしは世に伝へ猿楽の如きは悉

信ずる[illegible]

右僕對

粟對紙

新令句解

武家諸法度

範信[illegible] 新井君美 著

一ッ文武の道を修め人倫を明らかにし風俗を正しくすべき事

[illegible]

一ッ国郡家中の政務各其心力を尽し士民の怨苦を致すべからざる事

[illegible]

一ッ軍役の定る所を整へ兵役の兵料を備蓄ふべき事

[illegible]

一ッ条約乃文書其宗旨を違ふべくして

[illegible]

従者の員数其分限に過べからざる事　四割公役のある従者多く家中人々よりえ仕あるを人多く

附　江戸城下町人のもの其結構大小又花美を分限を守るべき事

一　新築の城郭并に経営ある事修造に至ては城主自ら拒否ハ上裁を仰ぐべし　無人分の宿其外ハ制限に従ふべき事

附　人馬桁房人を出すに　私の関所乃大

私を通すべからざる事

一　大小名諸侯諸臣の臣人等　格分に従て人を遣き　公儀の御役人にても　其他私の関所おかざる事

旅行を命し　上聞を経て下情を達し

偏頗なく　異同ある時ハ　名を穢す事に陥りて

公務を怠り動作の

一　貨幣を納めて格分の力に任せて　私の収益を出すとして内証の物を求めし　皆是非

取役の者にて私の営業を遂ける如くにて偽りを為し

一切之を禁止すべき事

附　上裁を仰ぐべき事あるにおいてハ我意を恣にす。或は人の名を

小路にても　内参椛并に

たとひ江道の中条にて見届有べからざる事

一　新役徒遊の禁止旧制取締

乳制によりて

含みて虚妄を顧みて貨殖利欲のために含みにほれて含みを[illegible]妄りに人我乃
我執を論し（代々の枝幹のまことにつき経あるにつき[illegible]詳論あるなり）窮りに此世の始終を論し[illegible]
[illegible]風俗備り信仰経るところより善悪ハ称し君子
禁止をかくへきなり（上の教へのかきハ風俗備りて[illegible]禁止をかくへし）
一ッ私欲百姓の縁[illegible]ハその[illegible]の教[illegible]るへし（[illegible]）
小僧なるに於いて公義を[illegible]地乃行至まては逆し[illegible]乃[illegible]人
名利を含みて御定法へしるりに一[illegible]をもつまりに於いてハ[illegible]
條評定所に於いて裁許を経しむへきなり（甲乙[illegible]評定所[illegible]出るへし[illegible]）
一ッ[illegible]の遠乱（山林[illegible]の境目[illegible]乃乱）乱訴の進擢（[illegible]人を[illegible]）[illegible]
その係[illegible]に[illegible]して私の[illegible]に及ふへからす[illegible]
[illegible]ハ[illegible]（[illegible]）名を[illegible]して[illegible]人[illegible]へきなり
附 如是その仕置を禁して華（[illegible]）[illegible]へからさるなり
一ッ天地人の妻[illegible]此[illegible]地[illegible]地を[illegible]て[illegible]動[illegible]

[illegible]もあれ[illegible]地にもあれ[illegible]ハ[illegible]迷ふことを[illegible]へし[illegible]刑罰
[illegible]にて時[illegible]ハ[illegible]の[illegible]仕[illegible]のか[illegible]
[illegible]として[illegible]の[illegible]人の[illegible]太小を[illegible]て對揮[illegible]
へからさるなり（[illegible]の八[illegible]の[illegible]太[illegible]の[illegible]對揮して[illegible]）
附 殿中に於いて急[illegible]出来ては[illegible]同席の[illegible]これを[illegible]へし
その係[illegible]を[illegible]して[illegible]動くへからさる[illegible]同席[illegible]人[illegible]
[illegible]てハその[illegible]をきしめの[illegible]ぬ[illegible]ハ[illegible]行ふへからさるなり
一ッ[illegible]後[illegible]の制（[illegible]）[illegible]
[illegible]の[illegible]（[illegible]）[illegible]信[illegible]に及ひ（[illegible]）
[illegible]に[illegible]乃[illegible]にあらすして（[illegible]）
大[illegible]に[illegible]へからさるなり（[illegible]）

そ[illegible]ことして[illegible]従[illegible]をもて[illegible]

附 前後の制 公卿以上ハ前後共従以上ハ白小袖御用ゆることを禁して

以下[illegible]書院にて[illegible]の小袖を用ゆることを禁じ[illegible]若其の前後

に[illegible]もしく服を除へ[illegible]をもて[illegible]皆よろしく四制に准じ[illegible]

前後の制を奉して[illegible]之例をもて[illegible]

伏[illegible]の[illegible]のこときも[illegible]之制に准すへし[illegible]

一 父母喪の制ハ[illegible]以上より國主乃嫡子庶子[illegible]以上[illegible]

至りて[illegible]年五十以上[illegible]の外みなこれを禁さしむるなり [illegible]

てゆるさん

きことなし

附 医師[illegible]割外なるの

一 婚姻ハ[illegible]以上[illegible]役人[illegible]相続をも[illegible]

とゆるさん[illegible]

[illegible]ハ[illegible]を[illegible]て[illegible]を[illegible]

四制をもて[illegible]分限に従ふへきなり

[illegible]婚姻[illegible]之制[illegible]

[illegible]の制[illegible]婚姻の[illegible]の中[illegible]

[illegible]

本[illegible]用[illegible]へし[illegible]のせ[illegible]の制を保せ[illegible]て

[illegible]分限[illegible]制を[illegible]へきを[illegible]

附 [illegible]世の[illegible] 婚を[illegible]ることを[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]ハ[illegible]婚[illegible]

[illegible]

[illegible]婚姻[illegible]これ[illegible]の[illegible] 一切

林[illegible]すへきなり

一 [illegible]嗣[illegible]の[illegible]子孫[illegible]子を[illegible]

[illegible]の[illegible]の中を[illegible]たるへき[illegible]の[illegible]年十七[illegible]より[illegible]

[illegible]たるへき[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]へき[illegible]の[illegible]を[illegible]

[illegible]へき[illegible]

[illegible]を[illegible]へし[illegible]相[illegible]

危急のみる際みて言み語に前の如きハ其證定をゆるをへかき
[illegible]
功あるしを云ふ或ハ其子孫の功を他に失ふる其罪にたいして山
[illegible]
たゞ人ハ家み語ふ不祥しとて別段を简慈の功成有へきる嗣
[illegible]
此因此の中絶嗣ありへきもの相続するにたいてハ四代の流して家名
此外親族を撰ひて言上し（へし）
[illegible]
又ハ家を継ぎ絶嗣を立てるの或ハ家の相続
を以て次して其継人の内を論するに至る人の名をたるかくのことくなす
[illegible]
自分以後家の格合に続きへきる

一つ 殉死の者の子又ハ家督を加ふるを云ふ之 [illegible] 或ハ紀蒙
を種て [illegible] 或ハ相続を語ふ如きの [illegible]
此家の後ひく。故に憲法を犯すの或 [illegible]
[illegible]
一つ 論者数多の者往古より当世の此等。これ御法度なるを
ゆるされぬ新建の者行に至りてハ。行止所を流ぬといへとも常なくして
[illegible] にたいてハ上ハ罪を得ふくるに [illegible] 且ハ耶蘇の家
族にあらす次たるといふともなし流布の法宗にてある或ハ新
宗の法をもて [illegible] 或ハ妖宗の語を作りて異法を [illegible]
き越を次の所なる又家督ふ有へきなき
[illegible]
右條々四年に曲りて定く行事次すへて於
今の子孫のひと遠一門にも寛く遣わすへきその人 [illegible]

是ハ林家の御書一冊ニ見えたりしとなり

寛永七年庚午四月十五日

大成殿ニ於テ御法事

文昭廟 御代参京極佐渡守 林大学頭同日七ツ時同所へ井上筑後守

本日惣出仕

御前にて 正也

御直ニ 御小性也

聖像考

龍岱従五位下源君忠著

先聖と称する像を設るは其始を知るべからず 像を祀れる

像の始は後漢の時より蜀の文翁学を興されて画像是れ聖像の最古き

ものなるべき 代々にても尚其後晋の中に得ま 唐（文翁は漢の人）晋の顧愷之か絵

きし 下廉の先聖の王子絵を（二人大子廉の文なる代）絵きし 下世に伝へし物大抵に中

顧愷之の先聖の象を絵きし其の今も尚ほ闕里の孔廟に伝ふるべし（闕で伝ふ）

ゆゑ塑像を設けられしより行はれ乃ち始めや始めの像（ちょうど組ての名木を彫して云由品字盛まる）

此より後漢中国に入りし始め由明に嘗ハ云（郡瑯山の五代之）西方の仏に

此像を事とするもあれハ先聖を尊ふる像を用ひるを像を敬へるとの所か

へきされとも今此を書き今も海内せしするハ仏教の中にいうさ

し代よりも此の像の国の頭に時周公旦の時像を胸に書きしかハ像

を〇を部して其の師像乃ち像を忘れ絵を書きするを示し絵へ（主虞籍ヶ従し）

又孔子画の太廟の入く全人を見てむかし古の言を慎しく人と云ひ

紳も白践范蠡か画かれを得し給ことを々左を旅を讃歎てきよつく人をかひ

しかば蝶々綿法かくるゆへ皆是周の代の画まて作り給ひしより是を像を後て作り

すなる事とハ今くて漢偉の丁蘭か其母の像を木刻て事しけるハ像さしくそ

像をあらハし初よりて之れを之代までハ仏法来りて中国に来りまするハあらもを

又仏像と云ものの中国に来りしるハ後漢の代の始めりまししいハ仏を

備それより久さし後漢武帝の時休屠王か金人を祭れる全人を擁ちひ

と云しハ是をさるもの仏像の中国に全く始め是を成るハ未で仏の教を

かつて中国に於てされ給ハ昭王とあるそれの全人と云るたるとせしく人

をも仏の（顔師古注漢書）しからハあれと仏像よりきたる中国より伝りしハ実ハ後漢の代

にはされ年月はれ是れハ音楽の間に至てそ覚にハなうたる人仏の人ハもとより西方の戎

題を云ひし人を是れ行と云しても多く此仏像を造る事のとれを造る始め我か

朕の中に隠れ在ても造れる像を寄る是を人にもよしあらと云ふ言を聞てまいふ

而に隠て改め作りしものは十○か死を従て画ては如まる之　尚書故実に曰く

あつるに壁像を用る事ハ必しも仏教中国に入りしより始まれるにもあれ

又作るの文字の画像を云ふしるに此の如く漢の代よりや始まりぬる人正しき史に

みえし而かんくらされとも文唐の代よりも古き九代に改め作るあるし由中

きしんをあれハ唐を元済寺宗の時ゆへも以て其始めとも定めがたし宋の程頤

かの（程氏伊川）像を用ゆる祭る事へかまて一毛一髪も肖ざる時ハ其子にも

人すあるそといひ朱熹の説にハ（邵康節）も是を以て像を祭くるは古にあるとて人

元代姚燧か北史を見てる流人胡人を造れる者ハ門外を立て遠き流人をもよう

死人を死の法に収をていひ孔叢子をとれるに我か人ハ髪眉もしけまくうり

しかと此乃夫これと以其数を損し給ひ其外子思の宣ひしぞ由見てしる所ず

蔵めらるれし所皆後漢の代の元鼎刻して其中其人子の形を写し出せも

皆さし至人の御言とは何ゝあまりしてや後世の抱き上の愚か語りき義ハ刻めに示
いふて至人の性宗をうつしめるゝ時は一もとひ一文の遠ひありう
つし給ひ刻みあせりとも改む古の礼に戻りさる時いそてそ大祀れとなるんとを
年ふるなるやうへき祀とハやせても宋元の代を経て大明の代に至りまて
先聖を祭りける時後皆その言宗の宋元の制を用ひられしかハいんとを初て
勅せられの七十二賢を亀苔序を従て祭りける大明の大祖世と初 洪武
の初宋儒とてし（洪武八年さるに天子紀経先のまた従国獻の初ぶし戴家 甫滿初年の初ありへし宋儒とふそ五十あき）孔子廟の従
とをそて何く世すれをすてゝハ乱すすよりて礼をなさくなすはもなさる
翻祀ありとて（此語皆〻しとあるへし）廟堂の制より始く各地乃編次論せまし
順らなく次宋儒を取へ出されて元儒を用の事なきされと此帝の
御時南京の大学よりのみ従祀を定むるを安られて本堂を用のさせすひき
その後の郡縣の学ハ猶元制乃舊にて従く儒を従へてありら（明の大祖の建文帝を八南京を帝とハ云ふすれ）
（帝とハ云ふされしか 大宗の時より北京を）その後英宗の天順年中に（大祖より六代ゆあら四之三此戴後元泉院 七録立の比戴家ハ言去統や数の御時）

薛瑄の学ハ唐代の久しくして中すれしかハ蘇人これを修飾あらんとして中頃
其天下に林鶚てふもの此田京大祖の御時大学の規係せハ本堂を以て易
輯ひきらを此係申されしを行これを毀せへし若よ中すれしかハ易に
本堂を以もんる行の事すらすへきと若しからハ其係をそこなるひとあるへき
者あるまして中せしに足せのみ年ら云ふ賢へきへきし乱子ハ仁義ありし中宗
にさりしあふせれるひきいふて係てそのもの知し五係へきとて（丘濬の後ハこれら の後よりあるへし）
至係ハ中にて及その従祀の諸賢もも皆く本堂まる易られしり憲宗の成化
十七年（大祖より八代にあらふ我紀文紀十三年戴家ハ言尚初年の代より）国子監丞祝瀾といふ人本堂をふく塑
係す易へしとも奏せしすもよりても罷を用いて意南よ流さるるを
帝の御その孝宗の従すの師を経し初（即位紀二十三年 其我紀十三年戴家ハ言尚初年の代より）学士立
濬す敏らし大学衍義補の中すも先聖をふすへきれて論し中せしかとも
その世すも不用ひ給ハ（此後九十年にて丘濬八十年さるへき）世宗の嘉靖九年（大祖より十代之我紀後 七録立の戴家ハ）
為初年 張璁といふ学士の上疏して先聖ぶ何へきれのるまて論し中せ

しかハ孔部の書の今せるも翰林に経伝を合して これを保せしめ
きふに論語度儒指といひし唯行はしきこそ然るへしして中世にいたりて
說せるまて孔子出されて帝みつから孔子を尊ひたまふへきを孔を崇く治め
正させるは皇位にわたち帰ひし皆も然るへきにより御参しやうれハ大宝
を初孔門の儒賢奉後の世にも従祀せられしより儒学をも尊ふ事なれと孔見
正しく説ハ系も其本を定て神道も用ひ給ふことなし 但附則あるを以て亦古乃武にいふなり
日本之今上帝みつから太学に みゆき有て 孔子を尊ひ給ふ事されハ
是御前講を世にしとやすかるも これらのことも古に卓越しけれ
よれる本之を修ハ符り宗廟よりとこの御代の高大すゑの恭儀をしれ
其気を政方の儀をもハ其の時に長くして再ふたゝひ絶
ありもこれ其の姫続のみとこに絶し統ぬ我朝を古より大学寮ヤ
方今元代に五畿七道の内皆も国学御建てゝ士を学ハれ学紀を殺寧
名世のひ下万世乃来まて不みくまに加ゆくましたかひてふかまされて古に後

るあらそれなくも尊て学問ひとの学のいと多識に従ふ考へ寫に伝せ
しくの大かうなきといへともかくて子これのる御志あらんにハますとより
親織る候て其経を論んして作るへき飛揚騰るの今はへ
さしまても詳く二三行ともてさし復

正學係考 終

俳字誠正ノ時見合いろう

俳優考

むかし乃俳優のことを按するにハいとふるく昔殷の太甲の時伊尹

これを伊訓にいましめて宮室の中に恒に舞ひ酣に歌ふを

巫風とやいふべきこれらの事御世のみだれにはそのかみ必ず衰ひ邦君の為に

あらんにハそのかみ必ず亡ひなんそのかくあらんをとりこれを匡し給ふべき（イマシメ）

ならんとふるき文にも見えたり刑に服せしとある王の時伊尹のたまへる敢

ありやむべき世のひとハおほくハ伊訓の事の世にも伊数楽新劇なきにしもあらざりけめ

それ（ケイ）恒の舞を淫声をいとも妙なるによりて舞の楽

作せるひしとするによりて使役これハ淫らしく後の世乃数楽新劇の

さてあるべきそこえ王が徴あるひハそれ保衛の郎伊訓しも世しめるそれ

これを用ひるそれ故にそ訓乃如くそ国をそしる

ゆるしてなれ今も殷の伊尹が紂王の教より政を世るひしかくとて教じて云ひ（ママ）そ後用の代に至て音の歌舞乃優を

名ハ施と云ふもの歌舞の六絶姫騒姫に過しそ終に太子申生を殺し給ひ

門
號
巻

またしるせる左氏伝成公の書にも見えて優人の名あり好なるさき

その後史記楚の荘王の時優孟といひし者あるとこれハいとやさき賢人にて

あるもなほおもしきことにまつりてもその史記の中にみえて

ふるそ後魯の定公の夾谷にて斉の景公と会し時

仲尼魯の相なりしが摂したりけるに斉人宮中の楽を奏して俳優侏儒を

あまた観れ匹夫にして諸侯を熒惑したるハその罪誅すべし

とて仲尼司馬に命じて侏儒を斬しめ給ひしとぞ孔子世家にもありて

ふる文（孔子イ）礼記の楽記にみえたる魏の文侯子夏に問ひて古楽を聴ときは臥（臥之）倦らんと

おもふ鄭衛の音を聴ときは倦ことを知らず古楽の彼の如く新楽の此の如く

なるハいかなるやと問けるに古楽ハ闡新楽ハとこれに子夏対

何る新楽ハ優侏儒を雑（獶）雑子女といへるあり獶とハ猕猴の如く観乃

時手しそ猕猴の如く男子婦人と間雑するといへり注疏の注蹢にハ

見てむかしの新劇ハ淫楽といへるハかゝるいとれなど人を移るらん

さて八鄭衛の音と申し八その代に新聲新楽にて即俳優のわざをさする
へし意よろしく宣王の好みありし世後の事と云も久しき事の故に云
あへき新聞の部を流へる後周の事をせし此鄭声を放て孔子の教へ給ひ
しもこれのあるとこそきこえてしその後百八十年に又秦の侵始と云し女の好
始皇二世の二代にやよくそうしきるといひてしらるも民に過るがゆへに
秦ほろひて後漢のころ始に佐人をうせる又後に二世皇帝の代に散楽俳
此鄭としはしめてたひとて用ゐし史記にみえたり

散楽とハ其名にいひて即ち持其のわさを申なるべし
俳優といへども即俳優のわざにて猶二世後に即世のありしにて三にかのをさし
て無為に載せて志ありし散楽すく秦と云ひしかハその後ハかかる戯の始にて
文後漢の武帝の時代の事にあまて元封三年のころ二世と云るす又初て角抵奥統曼延の属
を作らる一

角抵ハ即散楽之魚竜曼延といへるにて戯れ来ての是に麻あまりに出る

起して魚と変じ龍と化する乃戯之曼延ハ魚龍之と注し給ふ
之後又後漢の安帝の後に即世のありし初延平元年の事又二百年の後ちか武帝より始あり
魚龍曼延の戯ありしとも京初にて又絶して戯を後に来て作らるるが
らしめられその後又百七十年の後ちや晋の武帝三年咸寧にて又絶してまた伎を献せる
へりしやうなるなくしめしるその後二百八十年の後に下又北斉の後主此ハ宝の代高緯
少又魚龍山車なとといふ戯をつくりてこれを散楽とハ名をつけられしは
して後主ハ後周の武帝の為にほろひて武帝の時子宣帝の代にも世をしる
初後少帝の散楽伶ひられけるに又を楽め又帝世の初めす（周宣帝大成元年四月ノコトナリ）（隋の文帝乃とよひおとしまひ給ふ）
もとも散楽伎楽をも新戯を楽しむかと思ひまた後かの孔子の
教のまたまた鄭衛の楽風を行ひ民をしておよそ太平の古
しくして時をふまかるるぬれハ何とて後世の乗かな
戯抵をのつたるにしかし後にも陪臣それら中隋の煬帝と申をしける
ハ云しく此文帝の後代の始め散楽らしけるを知し云れし此

るそうし給ひて位に即せ給ひし初め大業元年天下あらゆる前代の楽
ならひに雑戯をあつめしかハ四方の散楽ことく東京に集り洛陽河南の都邑
に侯くそ雑戯をなせしける錦綉これか為に尽ぬとかきし見ても
新曲を製らせ給ひし白明達と云楽正して新声を造らしめ玉ふに音楽に
接しひ常に宴楽をのみなしたまひけれハ散楽なりて天下大に乱れ
帝も終に弑せられたまひきこれハ後主の虚しき微物をせさせ給ひ
るを終生おもひそつひにそひろまりけれハよく似させ給ひしはかなき
されハ古の明王の代を定るにもまつしてその世の伝風をは察へ声を通じての
習人の心に入るの深きなりやよりて後の代にハかゝるを
禁止めるもむつかしくされてや戯曲ハ隋に至てあまりなり
とハやさしくより後唐の代にハ伝きていひ宋の代にハ戯曲といひ金にハ院
本雑劇と云ありしに元南北（南曲ハ宋を云 北曲ハ遼金を云）を従て天下一統しけれハ後世戯
さらに如し終るを世の大儒名士ならでもなし入てその余に院本雑劇

おようて新に作り出せる曲ならひさされハ元人の古に似せそたるハ皆此
ありきちつかひなほとにて元曲とも名付て今も世に行る也
一説に隋にハ康衢戯と云唐にハ梨園楽と云宋にハ華林戯と云元にハ昇平
楽と云しなと世々にその名をかへぬれと其実ハ皆俳優の事にそ得え
其世そ々へ其古の曲を伝らへて元の世の末今の時を考ふる様にそ見ゆ
今人の作れる西廂記なと云雑劇ハ今やめでたきものしそ世の人つね
にもてなし伝もしかもハ古よりあり来るを詞曲に作りなして歌ひ出す
る人多かりし猿楽めかしとのもの元曲に倣しあひて作る人多きゆへ
あまえてより今も元曲選元人百首なと云類多く伝れ
かの隋唐よりさうしかる戯の様になりしるも本朝にても好む者あれハ
本朝にも甚き者ありきそあらはる遼唐の玄宗後周の荘宗南唐の後主
宋の徽宗金の章宗なともなくひ君ハ自ら音律をよくしたまひし
めされて此かるるをめでさせたまふる深くましたれハこれらの代くにハ

名の伶官を多くめし給ふ元魏より斉北の狄より起りしかハ中国を
併せてのちハ其代にハ殊に俳優多かりしも多くハ後に世の大儒名士なとと
呼ばるゝ人々は鍛曲技く白の才ありし代々の貴家の子弟なとにてそれらの人々も
俳優の中に立交りて其戯をなしたれハ俗にハ如何なるか世の評代にも許られぬなと
百条の志有しかるを為に為したし給ひしハ只後唐の荘宗とのみ申し傳へ給ひ
五代史乃伶官伝をみるに荘宗幼く生せしより俳優を好み玉ひ又音律
知よく曲を度し給ひしかハ今にも其凡俗伶者のうたふ歌にて其人よく其音律
給ひ給ふ所製とする曲ハ皆其製りて世給ひし所也と優名をハ李天下と其名
自らせられたる初音主として中ちし時より殊に天下此君とて如世給ひける事
まで左右に有し俳優を就て戯れたるハ 西域にハ自ら衣裳を飾て優人となり劉夫人を悦ばしめしとあり 太子をも人
の為に喜ばしめて錢財を求めしめたりき 魏王継岌をして張承業に乞しめ内庫銭をも出さしめたりしこともあり
かくうし俳優人日々に宮中に出入して殊に其に至り給ひぬ初め揚俊児と
云しもの俳優を以て寵を得て衛州刺史となるを見て李存霸と云されり

梁の為に擒となり生捕られけるにハそれよりの國ハ皆梁の地となりて軍従ふ
事を失ひ給ひぬ又胡柳陂にて其の頭に討て殺しかハ周匝といひし
伶人梁の為に生捕られしを後梁亡しける時にあるの荘宗にあひれハ悦ひ玉
ひて其の跡にまいらせし周匝の死なかりしをいかに悦て世に在し
るハ陳俊儲徳源なりとて梁の伶官なる力によりて死くハ二州を賜ひて
これを恩に報ひなむとありけれハ郭崇韜をはしめいみしき宰相の諫め申
されとも遂に周匝か請によりて俊等二人の者を州の刺史とハなされける
その後蜀破りし時も此國の士卒功ありしもとより州の刺史となして無力
まふに刺史なる如くして伶人宗の伶人景進と云もの宮掖に出入して讒伸 まとうなりしてハ宰相をたふし
と侮り其ハ志を同くせるものを殺て気を出しけるか更ハ衆を残し又
それらの人に并て恩倖を甚くし人をあやしめける者ハ何も身を亡しても
在るとも能く其しとせさる者ハ息に怠るを恐れし旅に伊ける藩鎮諸侯
其の行れて天下の人の口に乱れぬされバ中に嘉とも云しハ帝の中に

取くる事を目のあたり見給ふ青苔孫左丈撿校大数務老給事中史左丈上程
國よ至り史青璦か武徳使と成りて鄭都をもち魏州士山六列の役に
常なり郎中なるハ従馬直指揮使となりて紀軍の事なり角て荘宗天下を
知ろしめす時に二十の役をて取れるを見るに世に臣の事を欽く
禁人よりも世に葬のもとなりぬ帝御親しくもてなし給ひて直指揮使郎従
備とも言ひし邦郎中なる従の名にて給ふ荘宗御後を好み給ひて俳優乃
名を親せさせ給ひ事物を欽く禁人を子になりて其にて君とし
好めて此を給ふと古の人乃やもしるとて今世られ給ぬ倫の後王乃
法戒と為すなるべき事なり也と戒せ給ひ伶人の史を読み時に見る遷り乳子の
玄杯に於て史記にものせ給ひしより此の名を給ひと言ひて
まつし事ハ作五代史の中後唐の紀をかくして始めはやし給ひ給之又俳優を
称して好み之を龍任し給ひけるも荘宗の事のものへ世よりハ此せし
相を失なふ元の世北斉の後主の時給ひの人要子安くもあり貴くなりにしその

方へよ及べくその中曹的逆といひしを王子封し安る弱と云しを宗尉
となされしとてかくなる此好みやあるへハれ後唐の名紀天下を知し
たれし好色武徳使の敵安比好としても紀綱を数務給ふ所となされけり紅紀売も
書綱法を弄うともて古く王士と乱せさる事きし今天下新よ定り
功臣も未くし高御給をせまる問綱を浪賢士も高才も茶よ伴ハれ給ふ
小人かの好を擢きて高名の者となされける後世よ叔擁としもの本の故出
とやけるよ虫して又そてを擁く迄へて浪て老へ女世給ひしそ創業の君
此けるもとハすし給へ給ふ天よ此荘宗と時を同しくしつめひし蜀の王衍も
王立ける國文道ハ子貢此云ひへ人ハ方派よ於ける事を思ひ天下の知給
もそとハかくなるうそ有べき
○ある俳優のうハ多子振給の代よハ天徳武大璦て粹る此浮子大閣論
命をそうとまた出でく其るの此浮る俳優てあるうひしるよあれハそうずへ
此れより打とんまそ好りける

列ハ刺く
荘宗の世の事ハ其五代史の伶官伝に見ゆ
あなうてと偶の名子ハ世る荘八代のこと小本紀文中の伶官の
うちにハ此記伝を見る人の事をもかけて書ひ給へ
紀元の武宗の一代の事を述べ
のかゝや其もて安の名を子らひて
夫と云ふの事をもち給ひて
その事ものぞかし
やうちまうよれ
よきしも其せ給ひて中山くの水浮え早しき
事鳥の浮ら
武宗伝よ生まれし
侍中も傷を存し
寄加と列中とよ云さ又後文の武宗の件子帰せらるひし
侍郎剌史とるとハ称さる
大徳十一年伶官沙畆を存ぬ
日本書紀
日本書紀

てん[illegible]も[illegible]とせ[illegible]て[illegible]條ハ[illegible]
[illegible]ひ[illegible]ひし[illegible]
[illegible]ハ此[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大閤殿命情與にて若くなといふは[illegible]ぬめるて俳諧とあるうらひ
[illegible]又物人[illegible]ハ其苗裔[illegible]今に作る物は
代りて宗鑑となるへしと[illegible]人皇三十[illegible]代の朝廷皇極天皇の御
此ころ天智天皇も此中大兄にて申せしかも蘇我臣入鹿を討せ給ひし時中臣
鎌子連 鎌足公 此鎌子にて蘇我の臣[illegible]たる此俳諧に教て解きけれ
入鹿[illegible]も[illegible]解しとて[illegible]皆[illegible]青[illegible]の中にえて
[illegible]よら俳諧の[illegible]へし[illegible]六十二代文武天皇此大宝
元年の[illegible]より[illegible]新[illegible]室の[illegible]新[illegible]あり又四十五代聖武天皇
天平二年七月新[illegible]の[illegible]定め[illegible]とて[illegible]
[illegible]宇三代淳和天皇天長十年[illegible]令[illegible]を撰[illegible]
新曲[illegible]新[illegible]と[illegible]新[illegible]八郎[illegible]
古[illegible]俳諧の[illegible]中納[illegible]大江国房卿の撰[illegible]
江[illegible]此人ハ[illegible]白川[illegible]撰[illegible]の[illegible]大曲[illegible]

[illegible]八[illegible]還城教要[illegible]大曲[illegible]八[illegible]
[illegible]太[illegible]大[illegible]大曲[illegible]八[illegible]
蘇[illegible]教要[illegible]中[illegible]一[illegible]輯毅[illegible]
[illegible]教要ハ[illegible]
此[illegible]八[illegible]秘蔵の[illegible]
此[illegible]ハ源氏[illegible]教要[illegible]
乙[illegible]の[illegible]源氏[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]若[illegible]源[illegible]
[illegible]教要[illegible]
[illegible]俳諧の[illegible]
[illegible]の世[illegible]
[illegible]一[illegible]ハ一條[illegible]二條[illegible]一條[illegible]後[illegible]

一代の帝につかへし人にて有けるされハ天女に給ひし後宮とよばれの古より
行はしけるに斎院も行れけるや斎宮とハ云るされバ又江侍従が旅
宮内記装束などの事し始ハ後三条院一代延久二年十二月四日斎宮付の次
時に始るよし此義によりて江侍従と匡房卿の物語をもてせるもの行るハ又古より有し斎宮賀茂
斎院の天下に世にさるも一条し其後匡房卿の若かりし時にも紫野ハ始めの
物語に春日祭よハ始つる之其後儀式行ありて斎宮又一条にして四日宮ともいふ
わすれむかの匡房の四日宮流を始まるに朝光卿の中宮祇子堀河院御時永長元年九月○の発
卿よせて大に田楽する行事を記にも行事の開里と初て公卿の間より
及ぶ事るもの一足腰鼓振鼓銅拍子編木殖女なども此頃日頃に絶える将く
行ふにや是を見るに散楽の中よりもうるも一足とあるの方より田楽ともいふ又る
足一足斎の衆などのものれハ猿楽なうして田楽と如しとハいへる
殖女ちちは女とかいへる名もやとぞ殖女とハ植る女のうへて早乙女又
とかう女のなり也と田楽の方の者なる業にしてされ田楽のなる業とそへ事も

斎宮ぞまゐりけれハ田楽とも名付けん
郁芳門院の時に殿を御行し、かつ此町の中此の所の跡を
郁芳門院ハ白河の皇女にて賀茂斎院にて後宮后よりて御として院
の号を給ふまじせしるは始く又此時も他の例とかハ斎院の上り給へる
を後藤敷行ありて帝うくれさせ給ひけるに田楽随候の事よりは御葬送事を
らせしされハかく田楽の祭に行事あれしき編るる始めいふへきようを
されつる其後九十五代後醍醐院元弘の比ひけるに又盛に行事されて候中の
本の御物語え此まで遊ふ躍をある能も行けるに幕府申て新れ東方の田楽
後あけて目頃なとれ此事ハ白らもし財とるせしに歳松有くして
職ハ天下乱て終に南北に分れぬ北朝九十七代光明院の御時貞和五年の比
元弘の比より十八年の後なり続ける又盛に御中に行されれ将軍なる此所によりて其かうしき本代
直義朝臣とも御族あられりかし同四条河原に○六月十一日祇園の勧行
行事と云者此僧の指導にて勧進のためとて新座本座の田楽と令せ老

足利家にて続く〳〵作れる猿楽の中にハ摂津大夫[illegible]ハ将軍を始として貴賤
信仰ハ[illegible]の子に梅若[illegible]とて[illegible]能乱拍子方ヱて曲舞して後に[illegible]
手なりける猿楽[illegible]大ケるけ[illegible]の人ヘ[illegible]二百疋九百文梅若[illegible]
[illegible]書く地に[illegible]庇を[illegible]合を踏せし[illegible]の数[illegible]
してそれが直に[illegible]此事は[illegible]又知れ[illegible]を経て康正
頃の公方義満[illegible]南北一統の後猿楽[illegible]喜[illegible]〇三月[illegible]
義満の御時に善阿弥[illegible]此公方御時の猿楽[illegible]南座大夫と申す
満佑[illegible]観世[illegible]を好ませ
[illegible]観世音阿弥[illegible]同又三郎元清といふハ[illegible]ハ公方
此時[illegible]大方[illegible]
此時にて四座の猿楽[illegible]又金剛家様の[illegible]宝生
なりと[illegible]ありける[illegible]有名[illegible]
かくして後ハ猿楽ハ四座に定まりて田楽ハおのつから[illegible]人と[illegible]

去る〇[illegible]山城信高[illegible]法師とよびしものゝ[illegible]再[illegible]勤会のあまり
勤世[illegible]又[illegible]猿楽を[illegible]公方も御覧[illegible]紀河原にて御
桟敷を構へる細川右京大夫勝元畠山右衛門督政長[illegible]
[illegible]を頓首して御所[illegible]の前にて[illegible]三箇所[illegible]世の[illegible]
猿楽[illegible]のうちありきこゑし世に[illegible]勧進猿楽の始[illegible]
[illegible]此後応仁二ケ年を隔て公方御[illegible]
又是より[illegible]乱の後に天下騒乱して世に[illegible]応仁の乱之[illegible]
後ハ戦国に中[illegible]国郡[illegible]自[illegible]乱れる世の如くに
猿楽田楽なと[illegible]百年〇の頃を経て[illegible]
太閤天下の[illegible]後文禄元年〇此時の[illegible]へしとて
自らも能楽[illegible]二十〇の正月山城[illegible]猿楽の役人暮松
新九郎とやらし猿楽御陣[illegible]ハ猿楽[illegible]
[illegible]人とて暮松[illegible]太閤みつから[illegible]

これを見せしめまし聴くに今春八郎観世なとを召して右の事を仰られきや但
九日猿楽二人に猿楽させて御覧ぜられしとき○三月蜷川日記に相国の事あり
とて後世の人饗応の時猿楽を奏せしむる観世今春なと猿楽を奏せしめらる
此御時なとよりなりぬとて其後大坂にて興行せらる九月十八日今春に猿楽させ
られしも家康公にて可也武家の人々にも見せしめらる同書に○の長曲也諸侯を
といふものに御さそひ給ひて吉野詣の太閤の能の例など松田小兵衛を
将軍しお曲を入て奏に御さそひ音に携はせ見つくるも其の頃の事いひて二月十五
其曲を自ら奏し給ひ政所を始め大名等の女房達に見せたまひき
家康にも能を愛して見られし事より始まれる物なり但其後御所にて催し給ふ
後自らもなし給ひし故に其例をもて諸大名なとも好みて催すに至る
あまねく行はれき今は人も古しとてかく世の中ににぎはしき事の例となる
かく天下の大名まで猿楽を好みて猿楽をも能と称することゝなりて御流行しかは
今は又いかなる世にて殿下の御盛にて行はるゝも其みなしとそいへし大名御家人の中

又いはゆる業にも無き事して人を笑はしむる猿楽は古よりかゝる事なり四条
とあるに南都の四季に行ひて毎年一度春日の祭にかならず猿楽ありけるは
今に至りても彼の祭の猿楽の後に修する猿楽宗なり今の猿楽の能といふ
猶古めかしく猿楽の四座の法師等にいひて点を打つとぞいふなる
なるものなり
猿楽なるものは其昔の俳優は神代よりその名ありて狂言にはこれを俳優と
も称すれども猿楽には之を称して猿楽ともいへりなり世の末にな
りて猿楽一番の四番となりて二番あつて其科二つに分る今の代より能と云
狂言といふなる今せてこれを云しときは猿楽の科の名を其の事にて行ふ
猿楽の古き能の中に猿楽とやかくしていひつゞけて人を笑はし
行はしむる四座古能の中にて俳優の又これらの類にて
精妙深くなりき猿楽を常にして俳優となりて又入唐の
笑はく猿楽解しとあれは皆そをうしきなりもちて

人を笑はせし也
元和昔俳優といひしもの多くハかくて古んら人々も猿楽の時に狂言とて
とりしきるをと云て人を笑はし侍るハ狂言なるに能風にて古き
元田の頃のハ狂言と云しもの古より有し狂言を
あそびにハあらずて時に唄みて語りなどとりしきる能の猿楽に見えし事ども
後に猿楽と俳優とし　狂言ハ其の徒の猿楽の代りにて人々に参り能楽
てあそびもてくるて狂言より此の芸能ある之聞かれて其の事ハ
まつの東国の俗にてあらはしその事をとりけりて部よりつてよき人々を
年よりのひしる人々に語りかくてもあらはしに有り事の
云うしてはあそびにて世のはありがたきりこと猿の浄るりし狂言を
ものハやしき
大江の佐代と見るに散楽の中に一足とる家猿猿楽の呪師侏儒者の家行
とゞんへしハ昔より今文化へし不乃ゐ曲行し也今是猿田和紀中より能

亦をつゞきのこれよりハ古きへき云ふの一度まして田楽と云ふもの
出来たる猿楽田楽相続して世に行はれ浄後の世ニ来るまて町の方へも
代の始に当りて俳優雑劇ありとしも云の元和に始て行はれきそ代に
たそのむかしの人を俳優に行きし俳諧の人々に家々の来しかしこ行けるかハ
俳諧にはなる猿楽雑劇とは云はしの人々の見えし又云の方の俳優を田楽猿楽
と共にそせしを其のもてなす俳優雑劇の俳優ともてなす者を能の徴ありて舞をもて花をとめる時へ
言へく楽へく舞へく唄へきもあるとを好ひその詞に作りて好ひあい
けるとこれ古の雑楽散更の俳風にて其の二ハ又一事して元和の後の雑劇
に御よ徴ひしもの又町の方の代の始から代乃芸者にならせ
好ひしまふつてかのつけし猿楽の中に甚藝に猿楽その若衆も多く達し世
の人もこれもすて見し行く猿に田楽ハ四よ言へかなしとゝり世にハ猿之
元和の俳優と云ふはすぐしと云はる事を見あふ様に詞に作りて
好ひ是ひしもの人を戯と云ふしを其の来序見あてとて云ふあるハての

猿楽ニ付て能狂言あるといふものあり それかこれてハ始めによる故に必猿を
唱ふるそれハ能舞台に出る故に此あるとていふをうつし彼の當々白と云
ものハてまつ狂といふものに似てかくこれて滑曲と云者ハうたうてハさう
くせありといふる中似たる所も一種の猿楽能の雜劇とあるもの也是を
述る中に能楽者催優ハ皆髪鬘するや列傳まし者(共イ)これハ男子と
あるもの也ても俳優にてあるに似あるんと為之称号の田楽法師といふもの
も又此のことにしてあれハ能楽の雜劇に倣ひしハ先田楽ニ始るあるへし
田楽乃始ひ相た皆く猿楽なりしハ此の如くに古くありしと何より違
る能楽の猿楽也此めし ○古き人のかたりしハ今の猿楽とよりてあるの八萬満
將軍の時分ハ始あるにや中比之事に佐賀家の住人勝的の事を
云ものあり公方家ニ仕へ奉りても人之と深く新ひそしりハ○此初
明の記するに奉りてそれを犯りや又然ふ公方ニ奉る古仕を約
是を御の御能ありて初明ニ来就せしにかの佐賀國の人とも奉る

就中の能よりて後ちも拝見を届くて見もしらハ巳ろ申して毎々
猿楽の始ハ相たちふ公方ニ召仕たる者ありしを付まるへきとて
地しれハ名らくあつて能ありハ其をのせあるそれもいふくめ人の
めてたき大和の事をことにハ能のかうるよ人と聞しも初ハなきけれ
猿楽ハ巳ろ○此乃中古を始てつけられる角て称をもれハ能芸ハ
始るにりよて佐賀の人ともいふて何る能あり古今ニ奉りしてめてた
名作の相模路はしきるにや名に人を作りまてハ唐土まてめてたき事
能するの為ニ栄吉しるとも中せしつかて能佐賀の人なるもの御能を
しニ公方能ら年明の志乃狂言をやさしく云へハ能者ハ云侍る
唐土せしと云ハ能く奉るよう千代に始くも来し言語と云ものニ
あしてその時訳的にたされまうすをハ世阿弥めされて能猿
そうらいあそくまて舞しさせのいしにまうす男子何田楽行ハ云
そのいつ猿楽の為をかりて此を顔にも於て其事何うりしとの

くハ多く新曲を作る東山殿公方の御時に盛んに世に行はるゝ事とハ音曲
にしかしそれを文字にあてゝそれを文字を当るも有れ四条家の流
此遊も能によかりし音曲の代に当りてそれより観世とハ号して
けるかくいふ事ハ初後の文禄の頃此の曲舞の殿公方に召出され
る事偏に後観世の大成功によれるならむと見る事下し角て観世の座
流保せしと名のりて竹田ハ金春ハ今人しまと名のりて中にも金剛ハ今
其人名乗ハ四座の猿楽大夫の始めなる人し（東山殿の比ハ四座の猿楽ありき）初後竹の作りし
新曲のみそ残りけりし能人の作れるをも合せてとゝめる所事年を
いふ曲ハ東福寺の書記正徹の作れる所にして山姥江口なとゝいふハ世阿弥
わか世し一休和尚の作とも云ひ其外にても中にも江口と云能
あるを作りし事ハ音曲の体の事大概ハ其比おもふれ能楽
名ある江口といひし能を作りしを休ハ碩まして和尚とやみまかりて世阿弥
遊君にしてそれをもいひしにやくふかきを後の人よりも能の名作

音楽にもそれハ猿楽曲舞を始るもあり其くはしきは此曲を作
さしても和尚の自書きかゝし東葉ハ今も世に伝れハかの文の詞
しかしきはやかさかへし又一説に後かゝらぬ人年をへてみるまてあるきまるを
勤めても初帳の観世ちゝに新たに申してそ後しみとむ音の時に初帳の
あるに年をてせしか後にたちまち又生それしるしなりし

翰林葫蘆集といふ書にハ（此書ハ后四代後よ院の明応乃比宜竹の作れる之）二十四代の帝推古天皇の御
時聖徳太子（聖徳の其作り）勝ひし所之なとも記しまことにそれを国史の中にも
見えて河臣秦氏の此をして雅楽にも伝大明の物作ニ十二番を此中に
うたへしも又それに其もとをも徴ともへきなるらんハ信しかるしき但古き物あるによりて
えし其あれと先今に至るまで

葫蘆集にみえし八大優共の後にても八推古天皇の御時に摂政しまひし聖徳太子
六十六番の曲を作りて秦河勝に命し給ひ橘の内裏の紫宸殿にて之を奏せさ
しめ給ひしより八四海静穏に万民安楽て其後代々のこれに家伝わりて其

申楽と名付らる六十二代村上天皇の御時太子の記しおかれし申楽延年の記を
見給ひ秦氏安に告けられしかバ上ハ諸神を慰め下ハ万民を楽しましむる
る申楽を更て行ハるへしとて河勝が後葉の氏安に仰せて此役を奉しめ給ひ
氏安が妹の夫なる紀の権守と云ふ者に行ふ役者二人具して大内の殿前にてこれを
舞ひしより六十六番ハあまりけれバとて一日に舞ふしとして三十三番に定められたる
古伊賀猿楽代々続し子孫父の氏安足之氏安ハ二十九世の孫なと云へられたる和
其圓満井の座をなし太子より伝りし鬼面を此座に納められたる大和
にハ外山結崎坂戸円満井これを春日の神事に從ふ江州にも
三座あり所謂山階下坂比叡これ日吉の神事に從ふ河内にも
あり丹波に矢田座あり摂津に法成寺あり此三座ハ加茂住吉の神事に從ふ
又伊勢国和屋勝田主司あり此三座ハ太神宮の神事に從へるを記しぬ
按するに此説ハ猿楽と書ても文字を嫌ひ且つ又今春の座の伊賀守にもくれ由を
記する世も又太夫と云ふ字を大夫とハ改め書すしかり古きを中楽とかゝる

せしかとも又太夫といふ称ハ古き世の物語にも何々太夫と云へれども
たるものを称せる名なり楽人伊勢の御師なとも太夫といふ家の猿楽大夫太夫の
称号ハ新なり◯古きし戸川にとり以て高く四座の猿楽とさるハ能ハ
御代より古代人あなたにわたる媛もの古くハ四座の猿を生らそれを後に西
向ふ舞今ハ四座の者の能を猿とその名あされハ猿楽をハ名付由
みえし

俳優考 終

武州川越郷飯駒林村百姓

舅伊兵衛を殺候もの　喜兵衛　六十五才

又ハ十八伊兵衛を殺候もの　四郎兵衛　五十二才

右喜兵衛行末済候へ共也ニ罷在七月四分罪

郎ハ(?)とも中之者方ニ而罷在候

伊兵衛　二十九

伊兵衛妻喜兵衛娘　ちよ　二十七

右伊兵衛妻ちよ儀川越郷出生ニ而八丈伊兵衛ゟ七月十六日四郎兵衛門ニ住

駒林村ハ川越郷門弟又四郎兵衛計江戸ニ而川越郷ちよへ中ニ而伊兵衛親ハ

生出伊兵衛ハ川越ニ而方縁ニ而之母義ニ而伊兵衛川越へ参候而中ニ而

右駒林村へ参候伊兵衛ハ伊兵衛ゟ引取り候ニ付殺害之者ニ而

之候ハ大八ニ而にハ候ニ付中ニ而八月朔日ニ而相候伊兵衛ハ引渡川流

之候而右中ニ而事ニ而者ニ而右ニ候ハ日二ヶ所

の差之候人ニ而事ニ而太源死之其の川ニ而川橋右人伍兵ニ而相成

右伊兵衛ハ伊兵衛ニ而中ニ而候其之右ニ而川中ニ有之

死骸ニ而相見候ニ付右伊兵衛門之者ニ而右之駒林村

右之者人伍川越人ニ而遊食候ニ而喜兵衛門之者中ニ而相伊兵衛

之者雑具ニ而候ニ而之八中状難立稠右ニ而喜兵衛中ニ八伊兵衛

と七月十八日来ニ而伊兵衛を世降ニ而果人果井倒二人ニ而右殺川ニ而候ニ付

右外四郎兵衛又之一所伊兵衛と四郎伊兵衛殺之外右之家ニ而ニ

右殺之ニ而之候の所之合中ニ伊兵衛之の生出伊兵衛松坂之差ニ付

喜兵衛類ニ而右之人ニ而候也

卯八月　　秋元但馬守

母有之ニ父を見人を殺候事ニ而女之存候ハ有之ニ而中ノ

別ニ而之子細有之候由ニ而懸ニ而右ニ而検使ニ而之候之

官これを糺すへしよそ父と子との教へある官も此擬に准して
公より此は父母の服にかゝるへしやとなり

右

諒梏なるに此擬人倫の大事にて常経にあらすへしとて此擬を決定んにハ先一
の人倫の綱をも明らかにすへし所謂君ハ臣の綱父ハ子の綱夫ハ妻の綱とある
人倫乃綱なるたゝちにこれ三綱と能くに君父夫の三は相なるへきそれとて
なるなりしるにやよくしてまて三つへしそ三子ハ古の聖人の喪服を制したまひし
所よりて凡て女子たる者ハ父をまつ服するにつれの親しくいつれか縁を
へきしいふるにや疏く無きよへし周公の喪制を推たるに女子既に許嫁
もとい一ところ未に行る時に父死しぬれハ其父のために斬衰三年を服し
これ既に縁組してまた定なれ夫未の家に行さる時ハ其親を夫
としてまさきのやとしてまかるにあらすして此時にあらすてハ其夫を親
るも父に及ばさるなり

既に嫁しぬる後にハ其父死しぬれとも齊衰不杖期を服し
是をてまつのかゆゑに嫁しぬれハ其夫とせる家をてあるにこそゆへ其父
をもしてもたゝ齊衰の服して杖をもつ一周なりて喪を除く此時に
行ふりてハ其父と親しくしまを子にまつるをそなへるにあらすぬ
に縦し既に嫁しぬる女子の其父の為に服する夫の服きるを短くの人乃疑ひ
とらるあるへきもの其子を縁に此る事を明らかにして女子たるに行ふりてハ父を
夫とし嫁してハ其夫をもまつ夫として父を夫とせさるハ天の二つなれ
ゆゑしと見てゆりにハ人の妻たるものハ其父をも夫とすこれを親みてこそ夫
に及さるハこれ又人の節制なるを知らぬへし然るに子ハ人倫の常を変
る事にてこれ既に将来へし夫を夫と臣を臣にもたり父を父たり子を子たらしめまかり
婦を婦たるハ人倫の大本なるに夫を夫たるも臣を臣たるも父を父たるも子を子たるもまたに
きるハ人倫の要なるへし夫を夫たるもとしへとも臣を臣たるもとしふるもなく父を父
たるもとしへとて子を子たるもとしへとまてたるもとしへともも婦を婦たるもとし

いかなるおもきハ人倫は常なるをもつてなり夫を失ひたりとも（下）凡人の後たる女の
其父をも君をも殺し人の妻となるものあれハ其父我夫を殺さんとのかまへハ人倫の常なるを
しれて其妻の巣たちぬるものあれハ是後たる女の我夫にたのまんとせる時ハ
其父に孝なりとも其婦たらんとの心まよひ義なるかんとする時ハ其父に孝なる也
夫婦のならひ其の後とならむ其ぬたるものゝ不幸かしてそこに不幸の義大いなる
ものとせんやさらハ筆にて人倫の道をかくは論し決めかたかるへき古の人も
後たる女の織後をかきて父として我夫に忠ならんや君にそむくへき人もあり
唐の李蔚石滸が女なる事にて
人の婦たりしものゝ父を人なきにあたへて（其父の命にまかせ史かたかるかされて我夫の命のみなるとなりとあつて）
漢の孝平皇后也行の天元皇后王太后の娘にて本意に従ひ
若乃無妃かきこれくのくもなるにえんしかり
されとも其父の為に不幸にあらさるへきを与しとやいまたしそ後を
見残後しぬまの其夫の人を殺さんとせんを見つてそ父に

告くまつと殺さしむかゆかゆへと世しるはいんとこそ
たん待るえんゆこれもふさはしてなきもゐるえんゆ
まのとまを父に告けしふかならんにハ凡人の婦たらんまのハたとひ父とく
そもいともかまつにハかりくましき事なるへしとやなへし周公の
腰刺の叛に旗をも出ハそれとも其をもつてハ其父の為に夫を告るに世は亡ん
えぞされハたとひ其父の命に殺さんとする時を聞ても知りてそこの事を
告に告へしとよの孝は父母を孝なるの律を行く法もへりたる世の後にしてやはり告し
ゆえ起の正しくなるまへとらへて其もなし其里もなり従ひて水にもしらん
て後よそのまゝにはやむにまかせてもハ其父とらんとも我夫を殺さしめんとせ
為に告しとハ大事なるまへ此女現在へきしるを聞つゝ其後を死し此女
其の親の正しく我夫の為なるを告て後我父の命を殺さしめんにれぬる
にあるくたちとに負殺したらんよりハ我夫の為に義あつても父を欠とする
為まし孝将のみならて其のまゝにゆきまゝも（下）

楚の石奢唐の李?父の為に死せし例をひくへからす此二人ハともにて
別なるへし
但し父の如く論せんハ古の聖人の戒めを立てし條久しきに責る
をしらさるにあらね共論ありし君子の定論あり古より父
ハ来ても父の為に報ゆへき為にそ報はるる者もあり
あり
漢の孝平皇后孝献皇后北斉の孝昭皇后呉太子妃斉和帝の皇后
ハ大略其父の勲を立てしまする事なるへし
古人の言ふ死なとして君の為に危ふしとハせ謂さるハ此母の死せさるを知り
たる人々なれとも大罪に五刑を行ふへきにして五逆を犯すとなれハ死獄の決
ある事必を行ひ理非決する所なるに天下に父として者のこりを知り給
ハぬ綱紀とある時に行はれさるへし行はれさるか故に擬へきに従
ふ女子の身の嫁せさるの後ハ父を天とし其家に嫁してハ夫を天と
天と出へきの刑罰のみ出へしにしてハ其父に善なる事をつかへて仕る
唐にてハ其君に忠なるへきの人の為に法度の今の事小
しては後に其父[illegible]君の獄せんとし其父の君を殺に獄せしを告
中せさるハ其君に忠にして其父に不孝なりとして父の罪を乃
律に依てハ論せらるへき故あらんにハ此女も父の為に告
我すへし其君の獄せんとし君を立て獄さし父の為に從ふて
係る唐の李恭か孝なるその為に罪させらんにハ此女を死せ
らるへき理非なりしをもって法の條を決

決獄考 終

祖父長世ヨリ傳来

神村長豊